

1 審査会の結論

処分庁が、令和3年2月15日付け2調都住発第3220003号で、審査請求人に対して「〇〇建替え決議集会（第〇回 臨時総会）議事録」（以下「当該文書」という。）を一部公開決定とした処分は、妥当である。

2 本件の経緯

- (1) 審査請求人は、調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号。以下「本条例」という。）第6条第1項の規定により、「〇〇建替えの建替え組合設立認可申請書類の内、建替の賛否が記載された議事録」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。処分庁は、令和3年2月3日付けで、市政情報公開請求書を受理した。
- (2) 処分庁は、当該文書に本条例第7条第2号及び第4号に該当する部分があるとして、令和3年2月15日付け2調都住発第3220003号で市政情報一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和3年3月21日付けで審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を審査庁に送付し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第2条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 審査庁は、令和3年3月23日付けで本件審査請求書を受理し、同月31日にその写しを処分庁に送付するとともに、本件処分に係る弁明書（以下「本件弁明書」という。）の提出期限を同年4月20日に設定した。
- (5) 処分庁は、本件審査請求に対し、令和3年4月19日付け3調都住発第190002号で本件処分に係る本件弁明書及び同日付け3調都住発第190003号で資料を審査庁に提出した。
- (6) 審査庁は、令和3年4月19日に本件弁明書及び資料を受理し、同月27日にその副本を審査請求人に送付するとともに、本件弁明書に対する反論書（以下「本件反論書」という。）を提出する場合の期限を同年5月17日に設定した。
- (7) 審査請求人は、行政不服審査法第30条の規定により、令和3年5月2日付けで本件反論書を審査庁に送付した。
- (8) 審査庁は、令和3年5月6日に本件反論書を受理し、同月13日にその写しを処分庁に送付するとともに、本件反論書に対する再弁明書の提出期限を同月27日に設定した。
- (9) 審査庁は、令和3年5月17日に処分庁から再弁明書の提出をしない旨の通知があり、同月24日、本件審理を終結した。
- (10) 審査庁は、本条例第19条の2第1項の規定により、令和3年5月24日付け3調総法発第540004号で、調布市情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問（以下「本件諮問」という。）を行い、諮問書と共に本件審査請求書、本件弁明書及び本件反論書の写し（以下「本件諮問書等」という。）を当審査会に提出した。
- (11) 当審査会は、令和3年5月24日に本件諮問書等を受理した。

3 本件審査請求の内容

- (1) 本件審査請求の趣旨
本件処分を取り消し、議事録の全部公開を求める。
- (2) 本件審査請求の理由

本件審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、おおむね以下のとおりである。

ア 調布市は、本条例第7条第2号及び第4号を理由として市政情報一部公開決定をした。建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第42条では「議事録は特別な場合を除き、閲覧させなければならない。」と規定されている。今回の一部公開決定は、この法律に反する。

イ 非公開箇所が「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがある情報」に当たるとは到底考えられない。

4 処分庁による本件弁明書の趣旨

本件弁明書による処分庁の主張を要約すると、おおむね以下のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 本件審査請求に対する弁明

ア 本条例第7条第2号の規定は、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人に関する情報を最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている市政情報を非公開とすることを規定している。本件処分で非公開とした箇所は、個人の氏名とともに建替えに対する個人の意思を表明しているものであり、本条例第7条第2号に該当することから、非公開とすることが相当である。また同号のただし書ア、イ及びウに該当しない。

イ 建替えに対する個人の意思は、個人の財産の得喪に関わる内容でもあるため、本条例第7条第4号に該当することから、非公開とすることが相当である。

ウ 審査請求人が主張する区分所有法第33条及び第42条の規定は、あくまでも「管理者」と「利害関係人」との間の議事録の閲覧規定であって、市が条例に基づいて開示する際に参照すべきものではない。

5 審査請求人による本件反論書の趣旨

審査請求人による本件反論書の趣旨を要約すると以下のとおりである。

(1) 本件反論書の趣旨

審査請求人は、本件弁明書に以下の理由により反論し、議事録の全部公開を求める。

(2) 本件弁明書に対する反論

情報公開を求めている文書は、〇〇管理組作成の議事録である。いわゆる、区分所有法第42条によれば「議事録は利害関係人の請求があつたときは正当な理由がある場合を除いて、閲覧を拒んではならない。」と規定されており、条例を根拠に法律に反した決定をすることができないことは明白である。よって、議事録の情報公開を求める。

6 審査会の判断

(1) 本件審査請求の争点

当該文書は、処分庁に提出された区分所有建物建替え組合設立の認可申請書類の一部である。建替組合施行による区分所有建物の建替えにあたっては、組合設立の前段階として、区分所有法の第62条第1項の規定により、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の同意を得て、建替え決議を成立させる必要がある。建替え決議が成立した後は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の第9条第1項、第3項又は第6項の規定により、建替えに合意した者5人以上が共同して定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより都道府県知事の認可を受け、マンション建替組合を設立する。認可の申請にあたっては、同条第7項により、施行マンションとなるべきマンションの所在地の市町村を経由して行なわなければ

ならないとされている。

処分庁は、当該文書のうち決議集会の議事録内の発言者氏名、集会の議長名、議事録署名人氏名、印影、集計表の区分所有者、建替え決議の議決権の賛否及び無効棄権欄を非公開とし、その余の部分については公開している。

審査請求人は、本件処分を取り消し、非公開箇所の公開を求めている。これに対して処分庁は棄却を主張している。

よって本件審査請求においては、本件処分が区分所有法に違反しているという審査請求人の主張について判断すると共に、当該文書における本条例第7条第2号、第4号に該当する部分があるとして一部公開とした処分庁の判断について審査を行う。

(2) 区分所有法第42条の解釈について

審査請求人は、区分所有法第42条の規定により、全部公開を主張するので、以下同条について整理する。

区分所有法第42条に「集会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。」と規定されており、同条の第5項に「第33条の規定は、議事録について準用する。」と規定されている。第33条は「規約は、管理者が保管しなければならない。ただし、管理者がないときは、建物を使用している区分所有者又はその代理人で規約又は集会の決議で定めるものが保管しなければならない。2 前項の規定により規約を保管する者は、利害関係人の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除いて、規約の閲覧（規約が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの当該規約の保管場所における閲覧）を拒んではならない。」と規定している。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分を区分所有法第42条に反していると主張しているので、以下この点について検討する。

審査請求人は、区分所有法第42条に「議事録は利害関係人の請求があつたときは正当な理由がある場合を除いて、閲覧を拒んではならない。」と規定されているから、一部公開の決定は当該法律に反していると主張している。たしかに(2)のとおり、議事録の閲覧について「管理者」は「利害関係人」の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除いて議事録の閲覧を拒んではならないと解される。ここで、処分庁が、議事録の閲覧を拒んではならない「管理者」に該当するかを検討する。

区分所有法第25条に「区分所有者は、規約に別段の定めがない限り集会の決議によつて、管理者を選任し、又は解任することができる。」と規定されており、区分所有法において「管理者」とは、集会の決議等により選任された者である。

よって、処分庁は、議事録の閲覧を拒んではならない「管理者」にはあたらない。したがって、本件処分が区分所有法に反しているという事実は認められず、審査請求人の主張は本件処分の判断に影響を及ぼすものでもない。

(4) 本条例第7条第2号及び第4号の解釈について

処分庁は、議事録内の発言者氏名、集会の議長名、議事録署名人、印影、集計表の区分所有者、建替え決議の議決権の賛否及び無効棄権欄を本条例第7条第2号及び第4号に該当すると主張するので、以下各号について整理する。

ア 本条例第7条第2号の解釈について

原則公開を基本的な考え方とする情報公開において、同号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別することができることとなるもの」を非公開とする規定である。しかしながら、同号ただし書ア、イ、ウにおいては、個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものについて、例外的に公開することを規定したものである。

その内容としては、同号アにおいては「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」について、同号イにおいては「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号ウにおいて「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、以上を非公開情報から除くと規定している。

イ 本条例第7条第4号の解釈について

本条例第7条第4号の公共安全・秩序維持情報には「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報」が非公開情報となると規定している。本号に該当する情報は、公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生じるおそれがある場合、犯罪の予防、犯罪の捜査及び、その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある場合に、これらを防止するため非公開とする趣旨である。

(5) 本条例第7条第2号及び第4号の該当性について

本条例の解釈を踏まえ、本件処分の非公開部分について、以下、処分庁の判断について検討する。

個人情報とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別することができることとなるものである。発言者氏名、集会の議長名、議事録署名人、区分所有者は、個人の氏名であり、本条例第7条第2号の本文に規定する個人情報に該当することは明らかである。建替え決議の議決権の賛否及び無効棄権欄は、賛成・反対という個人の意思が類推可能であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する。

次に、同号ただし書きア、イ、ウについて検討する。

当該文書は、組合及び参加組合員が主体となり、〇〇建替え決議をおこなう目的で作成したものであり、広く一般に知らせる目的で作成されたものではない。また、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書きアに該当せず、その内容及び性質からイ及びウに該当するものでもない。よって、本条例第7条第2号に該当し、非公開とすることは妥当である。

次に、処分庁は建替え決議の議決権の賛否及び無効棄権欄は本条例第7条第4号にも該当すると主張している。

本条例第7条第4号の公共安全・秩序維持情報は「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報」が非公開情報となると規定されている。建替え決議の議決権の賛否及び無効棄権欄は、区分所有者が所有することになる財産の内容について強く類推させる情報であり、当該情報を公にすることにより、個人の財産の保護に支障が生じるおそれがあると考えられるため、本条例第7条第4号に該当し、非公開が妥当である。

なお、議事録に押印されている管理組合の組合印、議長及び議事録署名人の印の印影も非公開としているが、印影を偽造、悪用等の犯罪の予防のため、非公開とすることは、本条例第7条第4号に該当し妥当である。

(6) 審査請求人は、その他本件審査請求書及び本件反論書において縷々主張しているが、本件諮問における当審査会の判断に一切影響を及ぼすものではない。

(7) 総括

以上のとおり、本件請求に対する本件処分は妥当であり、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 当審査会の処理経過

当審査会は、本件諮問について以下のように審査を行った。

令和3年5月24日審査庁から本件諮問書等を受理

令和3年6月30日情報公開審査会（令和3年度第1回）

令和3年8月4日情報公開審査会（令和3年度第2回）

調布市情報公開審査会委員

職名	氏名	備考
会長	草川 健	弁護士
副会長	井上 寛	弁護士
委員	稲益 和子	弁護士
委員	保尊 清	市民